

国土交通省令第 号

景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条第一項、第三十六条第二項第二号、第三十七条第一項及び第三十九条（これらの規定を同法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに第四十四条第二項並びに景観法施行令（平成十六年政令第 号）第八条第四号ロ(2)及び(4)並びに第十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、景観法施行規則を次のように定める。

平成十六年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

景観法施行規則

（景観計画区域内における行為の届出）

第一条 景観法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、景観行政団体の長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

一 建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の建設等にあつては、次に掲げる図書

イ 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ハ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ニ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十百分の一以上のもの

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為にあつては、次に掲げる

図書

イ 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺

二千五百分の一以上のもの

ロ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ハ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

四 前三号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして景観行政団体の条例で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、景観行政団体の長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(届出が必要な事項)

第二条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条

第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(物干場その他の工作物)

第四条 景観法施行令第八条第四号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 道路(私道を除く。以下同じ。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物

二 消火設備

(物件の堆積たいの高さ)

第五条 景観法施行令第八条第四号ロ(4)の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。

(景観重要建造物の指定の基準)

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

(景観重要建造物の指定の提案)

第七条 法第二十条第一項の規定により景観重要建造物の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る建造物の名称、所在地及び外観の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

一 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

二 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真

三 法第二十条第一項の合意を得たことを証する書類

2 前項の規定は、法第二十条第二項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十条第一項の合意」とあるのは、「法第二十条第二項の同意」と読み替えるものとする。

(景観重要建造物の所有者等に通知する事項)

第八条 法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 指定番号及び指定の年月日

二 景観重要建造物の名称

三 景観重要建造物の所在地

四 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所

五 指定の理由となつた外観の特徴

六 法第十九条第一項に規定する土地その他の物件の範囲

2 前項第六号に掲げる事項は、土地その他の物件の所有者が容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により通知するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請)

第九条 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一項第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 当該行為の設計仕様書及び設計図

- 二 当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
- 三 当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
- 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第十条 景観法施行令第十四条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

(景観重要樹木の指定の基準)

第十一条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

(景観重要樹木の指定の提案)

第十二条 法第二十九条第一項の規定により景観重要樹木の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所

並びに当該提案に係る樹木の樹種、所在地及び樹容の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、

これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

- 一 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
- 二 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
- 三 法第二十九条第一項の合意を得たことを証する書類

2 前項の規定は、法第二十九条第二項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九条第一項の合意」とあるのは、「法第二十九条第二項の同意」と読み替えるものとする。

(景観重要樹木の所有者等に通知する事項)

第十三条 法第三十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 指定番号及び指定の年月日
- 二 景観重要樹木の樹種
- 三 景観重要樹木の所在地
- 四 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所

五 指定の理由となつた樹容の特徴

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請)

第十四条 法第三十一条第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一号に掲げる事項並びに行爲の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 当該行爲の施行方法を明らかにする図面
- 二 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
- 三 当該景観重要樹木及び当該行爲をしようとする箇所の写真
- 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

(管理協定の基準)

第十五条 法第三十六条第二項第二号(法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 協定建造物の管理の方法に関する事項は、建造物の維持修繕、安全上及び防火上の措置その他これらに類する事項で、建造物の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 二 協定樹木の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病害虫の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 四 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(管理協定を締結しようとする旨等の公告)

第十六条 法第三十七条第一項(法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 協定建造物の名称又は協定樹木の樹種
- 三 管理協定の有効期間

四 管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨

五 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公告)

第十七条 前条の規定は、法第三十九条（法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む）

の規定による公告について準用する。

(台帳)

第十八条 法第四十四条第一項の景観重要建築物又は景観重要樹木に関する台帳（次項において「台帳」という。）には、景観重要建築物又は景観重要樹木につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 景観重要建築物にあつては、第八条第一項各号に掲げる事項

二 景観重要樹木にあつては、第十三条各号に掲げる事項

2 台帳の記載事項に変更があつたときは、景観行政団体の長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

3 法第十九条第一項に規定する土地その他の物件がある場合には、これらの範囲を表示する図面を併せて

保管しなければならない。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所  
氏名  
相手方 住所  
氏名

景観法 { 第24条第2項  
第32条第2項において  
準用する第24条第2項 } の規定による協議が成立しないので、下記により裁決を  
申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所  
氏名

印

収用委員会 御中

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分があった日をあわせて記載すること。
- 3 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 4 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 5 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 6 裁決申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

